

○ イギリス



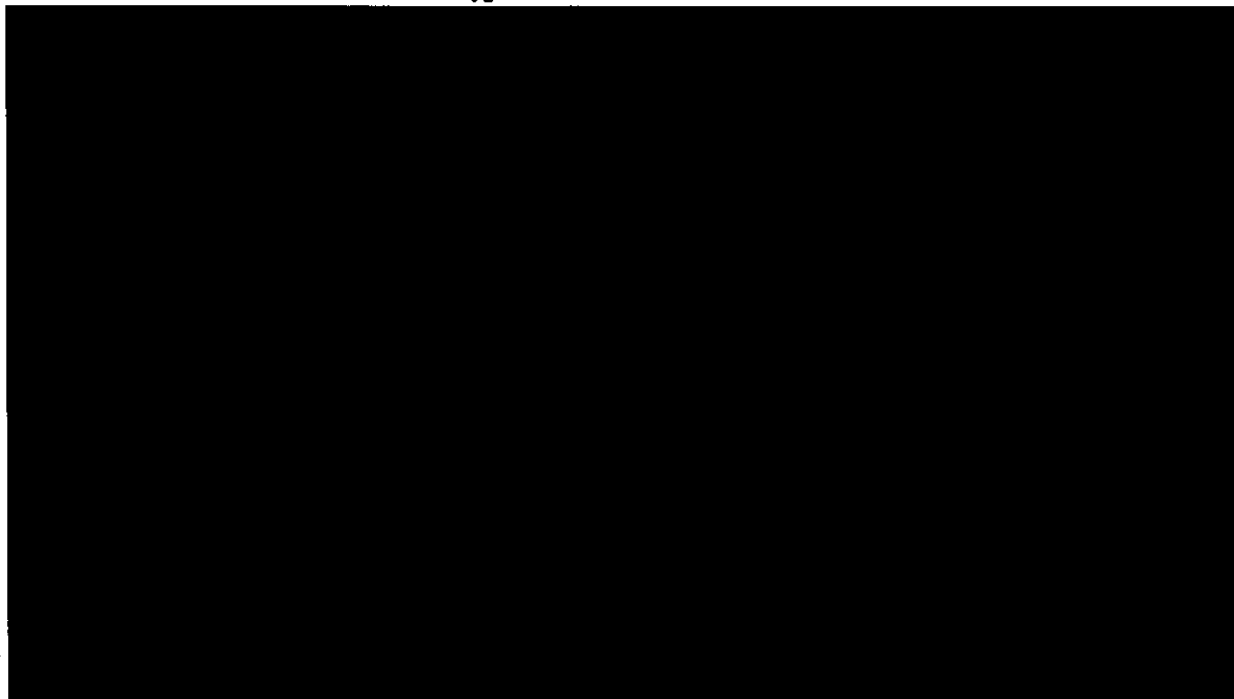
- ・ 1989 年国家機密法違反の罪（ただし同法 8 条(1)(4)(5)を除く）に関する公判については、同法 11 条(4)により、1920 年国家機密法 8 条(4)を準用し、証拠や文書が明らかになることが国家の安全を損ねるおそれのある場合、検察官の申請により、公衆を除外して審理を行うことができる（いわゆるインカメラ手続）。ただし、判決言渡しは公開しなければならない。手続は刑事訴訟規則 16.10 による。

※ 1989 年国家機密法 11 条(4)

「1920 年国家機密法 8 条(4)（国の安全を理由とする傍聴人の排除）の規定は、同項が引用する犯罪が、本法の 8 条(1)、(4)及び(5)を除く規定を引用しているものとして、効力を有する。」

※ 1920 年国家機密法 8 条(4)

「裁判所が訴訟手続から傍聴人を排除できる既存の権限を害することなく、これに付加して、1911 年国家機密法又は本法上の罪を犯した者に対する訴訟手続又は上訴手続、あるいは 1911 年国家機密法又は本法上の軽罪ないし重罪を犯した被告人に対する公判手続において、検察官が、手続の過程における証拠の開示又は陳述が国の安全を害するとの理由で、傍聴人の全部又は一部が審問手続のいずれかの部分から排除されるべきとの申請をしたときは、裁判所はその旨の命令をすることができる。ただし、刑の言渡しは公開法廷でなければならない。」



## ○ ドイツ

## ※ ドイツ刑事訴訟法第 96 条

「当局又は公務員により公的に保管されているファイルその他の書面は、当該当局等の最高責任者が、当該ファイル又は文書の公表が連邦又はドイツ州の福祉にとって有害である旨を宣言した場合には、その提出又は交付を要求され得ない。第一文は、連邦議会議員若しくは州議会議員又は連邦若しくは州の議会の会派の職員が保管しているファイルその他の文書に関し、証言を許可する権限を有する部門が同様の宣言をした場合について準用する。」

## ※ ドイツ刑事訴訟法第 172 条

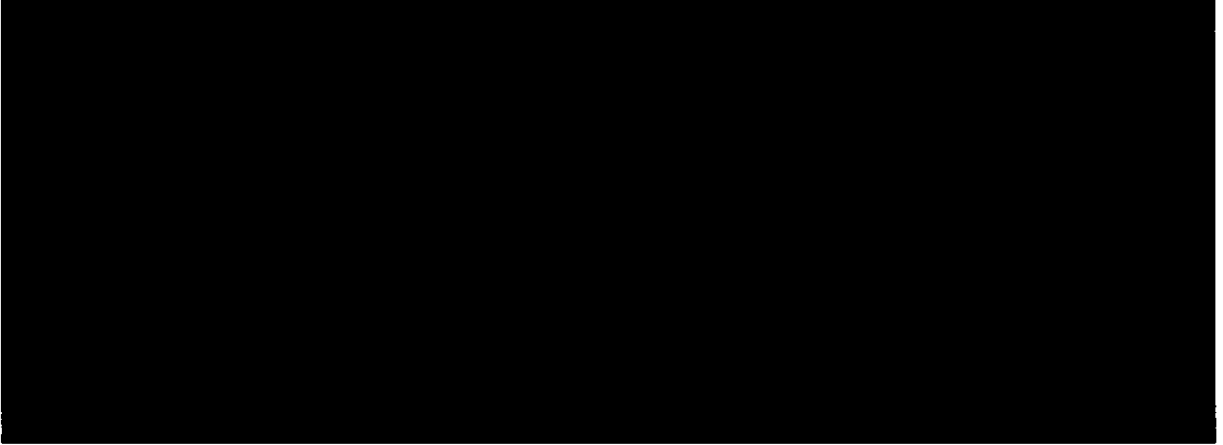
「裁判所は、以下の場合には、審問手続の全部又は一部につき傍聴人を排除することができる。

- 1 国の安全、公共の秩序又は公共のモラルが害されるおそれがある場合
- 1a 証人その他の者の生命、身体又は自由が害されるおそれがある場合
- 2 重要な事業、貿易、発明又は租税の秘密に言及があり、公開の場で討論すれば保護に値する最も重要な利益が害される場合
- 3 私的な秘密が問題となっているところ、証人又は鑑定人によるその無権限の開示が犯罪を構成する場合
- 4 18 歳未満の者が尋問される場合」

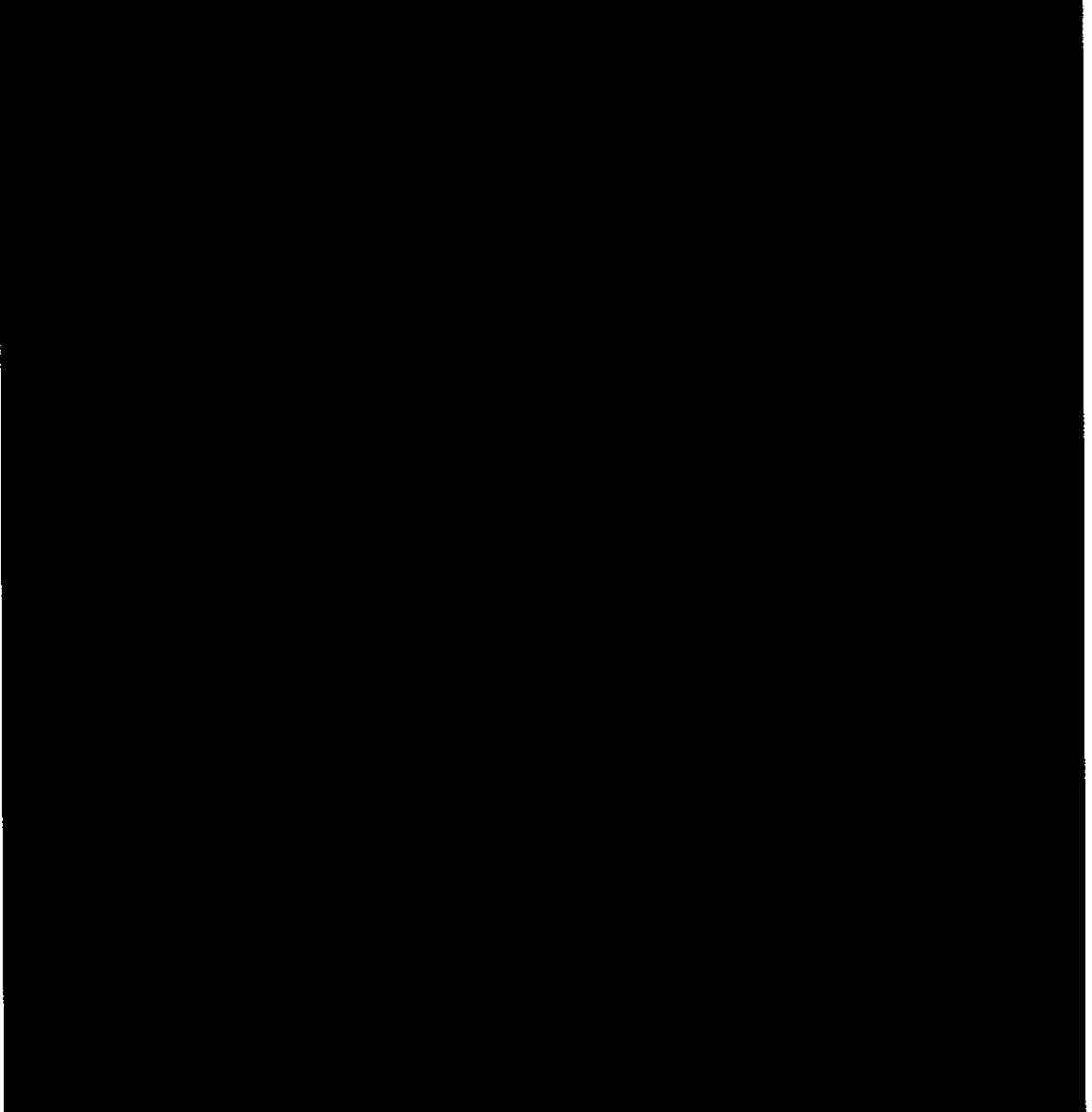
## ※ ドイツ刑事訴訟法第 171b 条

- 「(1) 手続の参加者、証人又は不法行為(刑法第 5 番 11 条(1))の被害者の私的な事情に言及がある場合であって、その公開の場での議論が保護に値する利益を害する場合には、傍聴人を排除することができる。ただし、かかる事実の公開での議論を優先すべき利益がある場合を除く。私的な事情に影響を受ける当事者が審問手続における傍聴人の排除に異議を述べる場合には本項は適用されない。
- (2) (1)の第一文に規定する前提条件が存在し、私的な事情に影響を受ける当事者が請求した場合には、傍聴人は排除される。
- (3) (1)又は(2)に基づく決定には異議申立てができない。」

○ フランス



○ アメリカ



「 連邦議会は、秘密情報を開示するかそれとも起訴を断念するかというジレンマを解消し、また迅速な裁判を保障することで被告人の利益をはかるという目的で、一九八〇年秘密指定情報訴訟手続法 (Classified Information Procedure Act) を成立させ、従来の原則に若干の修正を加えている。この法律の概要は、次のとおりである。

刑事裁判における被告人が、自己の弁護のため秘密指定情報を開示することになると予測する場合には、事前に検察官と裁判所に対して文書による告知をしなければならない。この告知を怠った場合、裁判所はその開示を阻止し、又はそれに関係する立証を禁止することができる (五条 (a) (b) 項)。この告知があった場合、政府側は当該秘密情報の利用の可否を決定する審理を裁判所に求めることができ、その場合、秘密指定情報そのものを提出するかわりにサマリーを提出することが認められる。この審理は非公開 (in camera) で行われ、政府側の申立てが拒否された場合であっても、当該情報の開示が合衆国の安全にとって identifiable な損害を生じるとの司法長官の宣誓供述書が提出された場合には、裁判所は被告人に開示禁止を命じる。ただし、被告人が開示を阻止された場合は、正義に反すると裁判所が決定する場合を除き、起訴を却下するものとする (六条 (a)、(c)-(e) 項)。秘